

08年6月市議会一般質問

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

大きな1点目の保育行政についてです。

(1) 妙典地域の保育園新設の必要性と対応について。妙典地域の待機児解消のために、この4月から妙典保育園の定員を20名ふやしました。しかし、いまだに25名の待機児を抱え、行徳北東部に当たる行徳地区はさらに待機児が多くなっていると伺っています。また、すぐ近くにあるじゃんぐる保育園が東京都で補助金の不正請求問題で認証取り消し、補助金返還命令が出され閉園していることから、市川でも撤退したら子供たちが入れる保育園はあるのかという懸念がじゃんぐる保育園保護者からも出されています。妙典保育園の定員増についての保護者説明会で、保護者からは、妙典地域のこうした問題の解決策として、今後も妙典保育園の受け入れをどんどんふやしていくのではないかと、これ以上の増員はやめてほしいという声が多く出され、じゃんぐる保育園から妙典保育園に転園された保護者の方からは、やっと安心して子供を預けられると思っていたら、逆に肩身の狭い思いをしている、あの説明会では発言することもできなかったという声の後から寄せられました。本当に残念なことで、私自身も大変つらい思いをいたしました。そして、先生方も大変つらそうでした。これでは職員も保護者も安心して子育てすることができません。そこで伺います。

まず1点目として、行徳地区、特に妙典地域の子育て支援が公平に安心して受けられるように、この地域への保育園新設が待ったなしだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目として、行徳地区の待機児の現状、特に妙典地域の保育園新設の必要性、そして見直しについて伺います。

(2) として、じゃんぐる保育園の現状と市の対応について。じゃんぐる保育園問題については、県と市が事業者の実態をきちんと把握しないままに認可、参入を認めた責任は大変重大です。東京都にある同じ経営者の姉妹園3園が補助金不正請求で都から認証取り消しになり、3,800万円の補助金返還命令が出され、さいたま市からも家庭保育室の指定を取り消されています。違法行為までして保育を金もうけの手段にした同園の問題は、各種メディアで報道されました。一方で、このような同じ経営者がいまだに市川市で認可園として運営しているのかという声が多く私の耳にも入りました。こうした問題を市としてはどう受けとめておられますか。

また、市川のじゃんぐる保育園については、昨年、開園後間もない2月議会から、私は問題を指摘してまいりました。その後、県と市でたびたび改善指導を行ったことで、本来の認可園としては全く不十分ではありますが、施設面での一定の改善は図られました。しかし、保育の安定や質と直結する職員の身分や待遇、その他改善すべき点がまだまだ多くあると思いますが、現状をどう認識しておられますか。

保護者からは、保育園の閉鎖が近いのではないかと、この経営者がいる限り心配が尽きないなどの声はまだまだ出されています。これは当然の声であり、十分にあり得るのではないのでしょうか。そうなった場合にとこのような後手後手の対策ではなく、安心して預けられる受け皿を早急につくること、場合によっては、じゃんぐる保育園を乳児専用の分園として市川市が責任を持つことも含めて検討してはいかがでしょうか。市の対応についてお聞かせください。

大きな2点目の京葉線塩浜駅周辺のまちづくりについてです。

(1) 区画整理事業について伺います。塩浜駅周辺の工業専用地域を地区計画で都市計画変更し、

当面 12ha のまちづくりを進める計画があります。この都市計画変更によって、建築規制がどう変わり、どのような建物が建てられるのか、土地や床の価値はどのように変わるのかお聞かせください。

また、土地の造成は、市川市と地元企業 4 社、計 5 社共同の個人施行による区画整理事業になると伺っています。事業費は保留地で採算をとるということも伺っておりますが、企業が合意した採算の見通しとはどのようなものなのかお聞かせください。

3 点目、三番瀬と向き合う街づくりとしての基本構想がきちんと生かされるのかお聞かせください。

(2)として、自然再生についてです。市有地での自然再生案が示されました。これは今後いつまでに、どのような形で最終的に決定するのか。市民からの提案が出された場合には取り入れることは可能なのかお聞かせください。

陸域の自然再生は、緑のオアシス的にもっと大きく確保できないか。三番瀬という、国際的に重要な湿地と緑多いオアシス空間があってこそ都市ブランドが上がり、経済効果も上がると思いますが、いかがでしょうか。

人工干潟は、環境と財政両面に多大な負荷を与える失敗例が全国にたくさんあります。こうした例を参考にして、同じことは繰り返さないという姿勢こそ必要ではないでしょうか、お聞かせください。

最後の大きな項目として、公営住宅法施行に伴う問題についてです。

公営住宅法が昨年 12 月に改正され、来年の 4 月から施行されます。この法の施行によって、入居申し込み可能な収入の上限が引き下げられ、現入居者の約 3 割が家賃値上げになり、収入基準を上回る世帯は事実上の追い出しとなります。国土交通省は、公営住宅の応募倍率が高く、本当に必要とする低所得層が入居できないための対策だ、負担がふえる世帯には激変緩和策があると説明しております。しかし、ネットカフェ難民が社会現象になるなど、格差社会のもとで低所得層が著しくふえているときに必要なことは、公営住宅をふやすことです。そうした方針がないことこそ問題です。

伺いますが、市川市で負担増になる世帯数と影響額、市川市としての対応をどうするのか、簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

以上、1 回目の質問といたします。

こども部長。

〔高橋憲秀こども部長登壇〕

保育行政に関するご質問にお答えいたします。

最初に、妙典保育園の保護者から、これ以上の受け入れはやめてほしいという声があるということですが、妙典保育園につきましては、平成 15 年に公設民営という形で、行徳地区の待機児童の解消のために定員 70 名で開設され、平成 18 年度に指定管理者制度に移行し、現在、社会福祉法人杉の木会が管理運営を行っております。妙典保育園につきましては、比較的施設に余裕がありますことから、本年 2 月議会でご承認をいただき、4 月から定員を 70 名から 90 名に増員させていただきました。保護者から、入園児童数がふえると職員が目が行き届かない、あるいは安全面で問題があるのではないかと、これ以上入園児をふやしてほしくないといった声があることは確かでございますが、保育園に入りたくても入れない

お子様、保護者のご希望をでき得る限りかなえることも行政の使命であると考えております。定員改正後におきましても、子供1人当たりの床面積は他の公立園より広く、また、必要な職員数も確保されるわけでございますので、保護者の皆様のご理解を得てまいりたいというふうに考えております。

次に、行徳地区の待機児童の現状と対応についてお答えいたします。

保育園の入園児童数は、平成20年4月1日現在、市全域では5,027名、南部地域では1,837名、そのうち行徳地区においては787名となっております。また、待機児童の状況でございますが、市全域では288名、南部地域では111名、行徳地区は72名となっております。4月1日ベースで見えますと、行徳地区の待機児童数は、平成15年度の134名をピークに減少に転じ、平成19年度には35名にまで減少しましたが、今年度に入り反転した結果となっております。

次に、今後の対応でございますが、行徳地区及び南行徳地区を含めた南部地域におきましては、これまで10施設、525名の定員の増を図っておりますが、待機児童の解消に至っておりません。そこで、南部地区においては、平成22年4月までに新たに広尾防災公園隣接地を含め3園の保育園を整備し、290名の定員増を図りたいと考えております。このうち1園につきましては、ご質問者のご指摘の妙典地区に新設すべく、現在その準備を進めているところでございます。

次に、じゃんぐる保育園についてお答えいたします。

妙典にございますじゃんぐる保育園の運営母体である株式会社日本保育支援協会は、昨年の2月1日に千葉県認可を受け、市川市妙典にじゃんぐる保育園を開設いたしましたが、ほかに平成16年10月16日にさいたま市で指定家庭保育室としてらいおん保育園を開設、また、平成18年6月1日には東京都独自の認証を受けたじゃんぐる保育園を荒川区に開設しております。このうち荒川区のじゃんぐる保育園におきまして、設立当初から数カ月間、保育士が不足していたこと、また、平成18年6月の認証保育園の保育士として登録していた保育士がさいたま市の認可外保育園の保育士としても登録されていたとして、本年3月31日付で東京都から認証を取り消されるとともに、東京都と荒川区、台東区及び足立区は、日本保育支援協会の経営者に対し、支払った補助金のうち、総額3,800万円について返還を求めていると聞いております。また、さいたま市のらいおん保育園につきましても、4月いっぱい閉園されております。これらの事件は、じゃんぐる保育園の経営者の認証保育園及び認可外保育園に対する認識の甘さから生じたものと言わざるを得ません。市川市妙典のじゃんぐる保育園に対しましては、これまでも認可権限を持つ千葉県が異例の2回の監査を行ったほか、千葉県及び市の担当者が機会あるごとに園に出向き、施設整備面や保育面の運営状況、また、職員の配置状況の確認を行うなどしてまいりましたが、今後につきましても、県と十分に連携をとり、監視、指摘、問題があれば指導するなど、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、妙典のじゃんぐる保育園の現状と対応についてでございます。

じゃんぐる保育園につきましては、保育室や調理室、休憩室などの施設設備面や衛生面、運営面など、県と市合わせて30項目に及ぶ改善点を指摘してきたところでございますが、これらの指摘に対し、現在までに職員の労働条件にかかわる指摘を除く29項目については改善がなされたことを、県、市の双方で確認いたしております。また、昨年、保育の方針や職員

の労働条件などをめぐって労使関係が悪化し、職員の出入りも激しくなるなど、少なからず園運営に混乱が生じておりましたが、現在ではそれらの混乱もおさまり、職場が目に見えて明るくなりましたのは、保育現場に精通した揺るぎない信念を持った新園長のリーダーシップと保育士を初めとする現場のスタッフの頑張りの成果であろうと思います。しかしながら、ご質問者のご指摘の職員の身分や待遇面など、経営者の資質に起因すると思われる事項に關しましては改善すべき点が見受けられ、3月10日及び11日の2日間にわたって実施されました県の2回目の指導監査でも、それらの点が指摘されております。

監査結果の主なものを申し上げますと、運営管理面では、慢性的な時間外勤務の解消や有給休暇の取得が可能となるような人員配置を考慮すること、就業規則の見直しと不適切な運用の改善、職員の給与の是正、初任給、定期昇給の取り扱いに関する規定の整備など6項目、また会計管理面では、会計責任者と出納職員の兼務の見直し、園長及び調理担当者が取り扱っている小口現金の管理方法の見直し、物品購入及び工事請負契約の事務の取り扱いの改善など、同じく6項目の指摘がございました。市といたしましては、今後も県と十分連携をとりながら経営者を指導してまいります。ご指摘の万一に備えた対応につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

行徳支所長。

〔田草川信慈行徳支所長登壇〕

市川塩浜駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、区画整理事業についてのご質問でございます。

塩浜地区のまちづくりの現状といたしましては、塩浜2丁目の市川塩浜駅より南側の約12haの地権者とともに、具体的な整備計画を検討するため、新たな地権者組織であります市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会を平成19年6月に設立いたしました。この協議会では、まちづくりに必要な基盤整備の事業手法といたしまして、土地区画整理事業が最適と判断しております。また、事業を進める手法としましては、都市計画法による地区計画制度を活用していく予定であります。具体的には、J R京葉線の南側地域約40haを対象にどのようなまちづくりをするのか、基本方針を定めます。その中の先行地区約12haについては、建築物に関する事項として、建物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、意匠の制限など、それからまた、地区施設の配置や規模などの具体的な整備計画を定めることとなります。それによって、工業専用地域としての用途以外の建築物が可能になるなど、一定の規制を緩和することができるという手法です。ただし、この制限の内容につきましては、今後具体的に作成していくこととなりますので、今回はまだ説明するに至っておりません。しかし、この手法については、価値というお話がありましたが、そもそもその地区にふさわしい土地利用とか町並みを誘導することを目的としております。そのために、地権者の合意のもとに新たな制限を課すことになり、それに伴って従来の規制の一部が緩和されるというものでございます。したがって、土地や床の価値がどうなるかというのは、地区計画の内容にもよりますので、一概に高くなるか安くなるか、そういうふうには言えるものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、事業の採算性についてであります。現在、協議会では、土地区画整理事業による基

盤整備と土地の換地手法、保留地処分などの事業成立の可能性について、先行的な概略調査とあわせて専門のリサーチ会社を通じた市場調査をかけております。にぎわいの町とするにはどうしたらよいかなど、まちづくりの提案について専門のコンサルタントに委託し、調査を実施しているところでございます。なお、この調査につきましては、おおむね8月末までに取りまとめる予定となっております。

次に、行徳臨海部基本構想に沿ったものになるのかというお尋ねでございます。基本構想の中では、塩浜地区につきまして、海辺にふさわしいまちづくり、市街地、行徳近郊緑地、海との連携強化、それと三番瀬と行徳近郊緑地の自然環境を生かした自然環境学習及び研究の場、こういったものが基本的な方向性及び将来像として整理されております。今後、事業者を公募していく際には、当然行徳臨海部基本構想、それと塩浜まちづくり基本計画を示しまして、それに沿う内容とすることを求めてまいります。

続きまして、自然再生案についてお答えいたします。初めに、市有地の自然再生はいつまでに決定するのか、市民提案は取り入れられるのかということでございます。自然環境学習の場につきましては、行徳臨海部基本構想、塩浜まちづくり基本計画の中でそれぞれ考え方を示してまいりました。また一方、県では、自然再生の実施計画策定や事業実施に当たり、具体的な助言を受けることを目的といたしまして、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会を平成19年9月に設置しております。この委員会におきまして、市川市の自然環境学習の場について市の考えを求められたものですから、去る5月19日に本市の環境学習施設の場の考え方及びイメージ図を示したところでございます。その中で、三番瀬の自然再生については、広く行徳近郊緑地から三番瀬の浦安市先端部まで自然の連続性を考えるべきと認識しております。今、塩浜護岸部で、かつての自然に比べて不足しているのは蓮田とか水田とか、そういった淡水湿地等の内陸性の湿地、それからアシ原、広大な干潟、藻場などがございます。したがって、今回の自然環境学習ゾーン周辺の整備の考え方におきましては、そうした不足している自然を極力再生して自然の連続性を確保しようとしたものでございます。市といたしましては、施設用地として市有地約1haを準備する考えがございます。施設整備については、従来どおり、国または県にお願いしていく旨の説明をしたところであります。したがって、将来的に本市から提示されたイメージ図や整備の考え方等につきまして、国や県と協議し、決定していくことになると思います。なお、市民意見等につきましては、これまで基本的な考え方を策定する際にも伺ってまいりました。今回のイメージ図につきましても、行徳臨海部まちづくり懇談会での意見を伺い、作成したものでございます。今後、さらに具体化する場合には、現在の考え方を基本として、その時点で何らかの形で市民の方々の意見を聞くことになると思います。

次に、自然環境学習施設の場の規模についてであります。市川塩浜駅南には市有地が約6haありますが、そのうち約1haを環境学習施設用地と考えております。そのほかに、三番瀬に面した位置に約1haの公園を配置する予定もあります。さらに、駅前広場も確保していかなければならないと考えております。このゾーンの広さにつきましては、今の時点では、これ以上詳しく設定することは困難と考えております。国や県との調整によって判断していくことになるというふうに考えております。

続きまして、人工干潟についてであります。人工干潟は多くの失敗例があるのご意見でございますが、確かに稲毛や幕張などの干潟の先の深い部分、もともとの地形に無理がある

ところに干潟をつくろうとした場合には費用もかかりますし、成果を出せるかどうかは難しいこともあるかと思えます。しかし、三番瀬のように、もともと干潟であったところに若干手を入れることで干潟を再生することは無理がないものと考えております。例えば、ふなばし海浜公園前の人工干潟であるとか、葛西臨海公園前の人工干潟などの例がございます。なお、国においても、第三次生物多様性国家戦略が平成19年11月27日に閣議決定されております。その中で藻場、干潟に関する記述として、湿地間の相互のつながりやネットワークの形成を認識し、残された藻場や干潟の保全を図っていくことが必要であるとされております。また、過去に失われた機能を補うための再生、修復の取り組みを行うことが重要であるとも示しております。なお、藻場、干潟の保全再生の具体的施策として、海域環境に応じた手法による藻場、干潟の保全、造成を推進し、平成24年3月までに、おおむね5,000haを保全、再生すると、そういう数値目標も示しております。このことから、国としては、生物多様性を回復するために干潟の果たす役割が極めて重要であり、保全再生の早急な取り組みが必要であるととらえております。私どもとしても同様な認識をしているところでございます。

一方、三番瀬の環境の現状につきましては、さきの議会でもお答えしましたとおり、底生生物の個体数は大幅に減少しております。また、行徳は、かつて「江戸名所図会」にも「行徳衛」として描かれておりますが、シギ、チドリの名所でありました。しかし、現在、干潟に来る鳥であるシギ、チドリ類が記録されているのは、ほぼ、ふなばし海浜公園前の人工及び自然干潟と塩浜の人工干潟のみであります。したがって、人工干潟といえども、底生生物や鳥類にとっては貴重なものだというふうに思っております。

さらに、環境省のガンカモ類生息調査によってスズガモについて着目してみますと、全国のスズガモの飛来数は近年ほぼ横ばいであります。しかしながら、三番瀬のスズガモ飛来数は、2000年には9万8,450であったものが、2002年には6万4,730、2004年には5万9,871、そして2006年には4万9,203と減り続け、6年間で約半分になっております。スズガモは三番瀬の代表的な鳥でありまして、ラムサール条約登録湿地候補地となる根拠となってきたものでございます。これらを見る限りでは、環境が改善されてきたというふうには思えない状況でございます。このようなことから、現状のまま放置すればよくなるということではないというふうに考えております。

また、干潟造成に関する財政的な問題でございますが、干潟を再生するための土砂は、航路のしゅんせつ土などを活用することなどによって効率的に行えるというふうに考えております。

再生の試みについて、過度に慎重になる余り、結果として環境悪化を招いてしまっただけではないというふうに考えております。不作為による環境悪化についても責任を持つべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

福祉部長。

〔松本マキ子福祉部長登壇〕

公営住宅法施行に伴う問題のうち、入居者への影響についてお答えいたします。

昨年実施いたしました収入申告に基づき試算いたしますと、1,968戸の世帯のうち、改正後の政令月収ゼロ円から10万3,000円以下の第1階層である1,342世帯、68.2%の入居者に

は、家賃額の変動はありません。政令月収と申し上げますのは、政令の規定に基づきまして、年間総収入から給与所得控除、配偶者控除、扶養親族控除等を行った上で月収換算することにより算定したものでございます。しかしながら、入居収入基準の引き下げに伴い収入分位階層が上がるために、626世帯、31.2%の世帯で家賃の影響が見込まれます。影響額につきましては、建設年度の古い大町第三団地A棟では月額500円から2,600円、比較的新しい大町第二団地7号棟では3,000円から4,500円程度の負担増と試算しております。

次に、新規の申込者の影響についてでございますが、今般の入居収入基準の変更を19年度に実施した空き家入居希望者登録募集の実績に当てはめてみますと、昨年度の応募者から失格者を除いた442名のうち、22名、約5%の申込者が収入基準を超えるために、来年度は申し込みができなくなります。このように、入居収入基準の引き下げによる応募者数の減少は、住宅困窮度の高い者に対し、よりの確に住宅を供給することが可能になると考えております。

以上でございます。

谷藤議員。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、保育行政ですけれども、妙典地域の保育園の新設について、行徳地域では待機児が現在72名、今後、広尾防災公園の中も含めて3園を予定して、妙典地域には1園予定をしているとはっきりとご答弁いただきましたので、内容についてはわかりました。妙典保育園の保護者説明会、私もオブザーバーで参加させていただきまして、尋常じゃない混乱といましようか、そういう状況の中で、これは早急な対応が必要だというふうに私は認識しました。やはり職員、それから保護者も安心して子育てできるように早急な対応が必要だと私は思いましたので、見通しとして、1年後なのか、2年後なのか、年内なのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

待機児が行徳地域は72名ということになれば、妙典保育園をこれからどんどんふやすことをやらないことはないということのように聞こえましたが、そういうことでは解決しませんから、混乱するだけですから、早急な新設ということで見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、じゃんぐる保育園についてですけれども、今改めてお聞きしまして、東京都、さいたま、すべて問題が明らかになって閉園をしているということで、市川については今後も指導していきたいというお話でしたけれども、労働条件の問題が残っているということで、会計上の問題も内容をお聞きしました。私は先日、金子議員、清水議員も含めて一緒に視察させていただきましたけれども、昨年先生方は全部切りかわって、8カ月で先生が全員やめられて、今いらっしゃる先生方も8カ月ぐらいいかたっていないわけですよ。保育士7人のうち、6人が20代、しかも1年契約ということで、その後どうなるかわからないという不安定雇用にいるということも変わっていない。

それから、驚いたのは、今、部長は、去年、途中から交代された園長先生がいるから大丈夫だというようなご答弁でしたけれども、お話を伺いましたが、最初から3カ月しかいる予定ではなかったけれども、もう10カ月近くたってしまって、次に移るところも決めている、早く移りたいんだと。本当はこういうことを言うてはいけないかもしれませんが、保育園にずっと残っていくんだという意味ではないということも明らかになりまして、これは深刻だ

と。

保育は、言うまでもないと思いますけれども、長期的な保育方針があって、継続的に積み上げてつくり上げていくものです。この事業者が保育をもうけのためのビジネスということで最初から始めたわけですから、この事業者には保育そのものについての認識が不足しているということが明らかになっておりますし、部長もおっしゃったように、やはり資質が欠けているわけです。いつ撤退するかもわからないというのは、市川市が最後に残っているということの中で、補助金 3,800 万の返還をするということもありますし、この心配は尽きないわけです。ですから、万一に備えた対応も検討していきたいということですが、じゃんぐる保育園の問題も含めて早急に妙典地域の保育園の新設が急がれているということですので、ぜひ具体的に、いつごろになるのか、万全の体制を、後手後手にならないように、子供たちが路頭に迷わないようにしていただきたいと思いますので、明確にその辺の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

問題は、もたせるだけもたせたいということと考えていると、いつ閉園してしまうかわからないということになると、やっぱりそういう対応であってはいけないと思いますので、市が責任を持って早急に対応すると。分園も含めてですね。その辺についてもご答弁がなかったものですから、もう 1 度お聞かせください。

それから、塩浜駅周辺のまちづくりについて、今のご答弁ですと、どんなふうになるか、価値について、まだ何とも言えないということだったんですが、いずれにしても、工業専用地域から地区計画で用途地域が変わるわけですから、建物規制も相当に緩和されますし、駅前の一等地、価格も相当に高いものになることは間違いのないと思います。現状の土地の価格を調べてみたら、塩浜駅前の現状の価格、それから、例えば一番近い行徳駅の商店の価格は、何と 7 倍から 8 倍の地価の違いがありますね。これだけ用途が変わることで、しかも、区画整理で土地の返還をして価格が上がることになるというのが採算の見通しとして区画整理の見通しが立ったということだと改めて思ったわけなんですけど、だから、逆に心配をしているということなんです。

先ほどご答弁では、これからのまちづくりについては募集をしていくんだと。基本構想に基づいて規制もしていくんだというお話はあったんですが、箱物ですよ。RFP（リクエスト・フォー・プロポーザル）でやっていくわけですが、募集する内容、条件がこれからのまちづくりの価値に大きく影響してくるわけですが、国際的に重要な湿地の三番瀬にふさわしいものになるための内容、条件になっているのかどうかというチェック機能ですね。その辺はどういうところでされるのか、議会にはかかるのか、その辺についてもお聞かせください。

それから、2 点目の自然再生についてです。陸域の自然再生ですけども、国と県にお願いするということなんですけど、1 ha という規模についても、これ以上については拡大するのは難しいというようなご答弁に聞こえたんですが、あくまでも市として、この塩浜駅前のまちづくりの中に市有地を大いに活用して積極的に陸域の自然再生をやることは考えてないんだという、国と県がやっていただければやりますよというスタンスといいましょうか、姿勢なんですか。このまちづくりの価値として、緑と水の自然再生が陸域でも大きくできるかどうか、そこに価値もかかわっているというふうに私は思うんですが、その辺が非常に消極的ではないでしょうか。その辺、国、県次第だということなのかどうか、市としての姿勢

をお聞かせください。

それから、海域の人工干潟についても、この間、行徳臨海部特別委員会で何カ所か視察させていただきました。例えば堺市の堺浜、福岡市のシーサイドももち海浜公園、これはいずれも、せっかく視察に行かせていただいたんですが、非常に殺伐としていて、とても自然再生と言われる内容ではなかったというふうに思いました。それから、茨城県の稲敷市の浮島地区の人工がテレビでも放映されましたけれども、昨年6月、美しい水辺、それから湖水を復活させたいということで、1億3,000万円ぐらいをかけて完成したということなんですが、9カ月で大量の砂が流出してしまったよと。それから、愛知県三河湾の人工干潟、海域環境創造事業——シーブルー事業と言うそうですが、しゅんせつ土砂を覆砂して95億円もかけたということですが、これも波でほとんど流出してしまった。アサリも、最初は多かったけれども、とれなくなっ、お客さんも激減してしまったと。いずれも人工干潟というのは環境修復、自然再生、人と海との触れ合い、そういうことを名目にして始めるわけですけども、こういった事態が公共事業の無駄遣いの1つとして全国で問題にもなっているわけです。

先ほど船橋の三番瀬のような、ああいう干潟がもともとあれば落ちつくよという話でしたけれども、船橋の三番瀬はもっともっと広大な人工干潟にしようとして、砂をずっと沖合のほうまで広げたそうですが、一番手前のほうの航路の部分にその砂がおさまったけれども、広大に覆砂した砂はほとんど流れて、今残っている干潟はほとんど、もともとあった干潟だというふうに伺っております。そういうふうに一生懸命やっても、後から乗つけた砂というのはどんどん流れていっちゃうんですね。ですから、環境にとっても財政的にも大変効率が悪いことだというふうに私は思います。

それから、今、三番瀬はかつての環境と違う、猫実川河口域は生物種も危機的だというお話をずっと言われ続けておりますけれども、東京湾の9割方、自然の干潟が埋め立てられてしまったわけですから、埋め立てをする前の環境と大きく違うことは当然でしょうし、テレビでも東京湾の水質汚染が大きな問題になっておりますけれども、工業化が進む中で悪化していることは事実かもしれません。しかし、現状の三番瀬で、ラムサール条約登録の要件としては、国際的に重要な湿地として高く評価されていることも間違いのないわけで、この三番瀬をきちんと保全して、埋め立てが環境悪化の一番最大の要因でもあるわけですから、埋立地、市有地を思い切って自然再生をする。それこそ文字どおり新しい環境と、財政などを含めてですけども、新しい自然再生。環境のレベルの高い自然再生だというふうに思いますし、そういう新しい、全国に余りない自然再生をやって初めて全国から注目が集まるし、活気のあるまちづくりにもなるし、まちづくりとしての経済効果としても大変効果が高いというふうに私は思うんです。ぜひそういうことで、国や県にも働きかけていただきたいと思います。私は議員になって17年、ずっと三番瀬の問題を取り上げてまいりまして、この問題を言い続けております。この問題については平行線だと思いますから、これ以上質問しませんが、今だからこそ、新しい自然再生を思い切ってやることで三番瀬のブランドも高まると思います。この点については結構です。

それから、公営住宅法の施行による入居者への影響と対応についてです。今、ご答弁いただきましたけれども、一番低所得層の政令月収の階層区分第1階層については影響はない。それから、全体として626世帯、32%が収入がふえますよと。3,000円から4,500円ぐらいの負担増になりますというようなご答弁だったかと思いますが、例えば政令月収が12万円だ

と5,600円ぐらいの値上げ、それから15万円だと1万100円の値上げ、13万9,000円だと3,800円の値上げ、1,000円ちょっと上がる14万円だと1万100円の値上げというような形になるかと思いますが、この値上げ幅が月収、収入によって3倍ぐらいの違いが出てくるということも問題になってくるわけです。

それと同時に、15万8,000円を超えると収入超過世帯ということで、5年間とか7年間とか経過措置はありますけれども、近傍同種の家賃に変わるということで、事実上出ざるを得ないということになってくるわけですが、議会に使用料条例の改定という形で出てくるものかと思いましたが、事前にお話を伺いましたら、議会では出てきませんということなんですよ。使用料条例の改正案として出てこない。これは国が変われば自然に変わるもので、来年4月から変わるんですよという説明だったんですが、やはり値上げになる世帯、対象から外れる世帯にとっては、生活設計が急に変わってしまうということで、いろんな形で影響が出てくると思うんです。その辺の影響についてはどのように受けとめているのか。どのような形で説明されるのか。特に負担がふえる世帯、それから対象から外れて退去せざるを得ない世帯などには丁寧な説明をする、相談体制をつくる、あるいは市の裁量による家賃減免制度をつくるというような対応がやはり必要になってくると思うんです。その辺についてももう1度お聞かせいただきたいと思います。

こども部長。

保育行政に関する再質問にお答えいたします。

まず、妙典地区における保育園新設の見通しについてでございます。一連のこの地区におけます問題というの、やはりその根源は保育所が不足しているということでございます。そこで新設の見通しでございますけれども、21年度、来年度建設をし、22年度オープンを目指しております。そういった計画の中で諸準備を進めておるところでございます。

それから、経営者の資質に起因して、もし経営放棄するようなことがあった場合、どうするんだということですが、万が一そういうことになったときに、新設園ができるまで、どうつなぐかという問題であろうと思います。庁内にはいろんな検討はしておるのでございますけれども、公立保育園を活用して、そこで送迎も伴うかもわかりませんが、そういった中で吸収していくという形ですとか、ご指摘のありました経営者の権限移譲、経営権の移譲ということも1つの方策だろうと思います。ただ、いずれにいたしましても、経営者自体、今、経営の存続ということを望んでおりますし、4月、5月にかけて監査もあつたんですけれども、職員数をふやすなど、意欲というものはまだございます。ですが、この経営者のことでございますから、万が一ということは十分にあり得ますので、そういった中で受け皿をきちんと見きわめて用意してまいりたいというふうに思います。

以上です。

行徳支所長。

塩浜のまちづくりについて何点かのお問い合わせ、確認にお答えいたします。

まず、土地の価格でございますが、これは成立の見通しが立ったから今調査しているということではございません。まだまだ心配な点がいっぱいある。今でも倉庫業として結構

採算はとれております。これが果たして商業、あるいはホテルになって本当に採算が合うかどうか、そういう心配も地権者の方はしております。そこで、きちんと調査しようということで今やっているところでございます。その結果を見て、またいろいろ具体的な規制をかけて、あるいは規制を緩和してもらおう、そういうことを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、募集要項でございますが、これはまだ具体的に決めておりませんが、行徳臨海部特別委員会などに報告する、あるいはまちづくり懇談会にも説明して進めてまいりたいと思っております。

それから、自然再生の面積でございますが、市の土地6haのうち1haを今確保しております。これでも相当なものだというふうに思っております。これを、じゃ、何で国に、あるいは県にと言うかということでございますが、この場所が国としても、あるいは県としても大事な場所だということであれば、また全国的な施設になるということであれば、国や県にもそれ相当の応分の負担をしていただいてもいいのではないかとということで、今まで何度か要望してきたというところでございます。

それから、人工干潟でございますが、前回見てもらった堺市は本当に悪い例でもって、確かにあんなに深いところに砂を入れても、どんどん流れていってしまうというのは、悪い例として見ていただいたと思えばいいのではないかなと思います。市川の塩浜地先にある人工干潟、あれは20年近く前だと思います。10haぐらいで造成したものが、ちょっと広がりましたがけれども、いまだにあります。それから、それは全然流れたりしません。浦安の一番先のほうにある自然干潟というふうに言われておりますが、もとは、あれも実は浦安の埋め立て工事のときに流れた土がたまってできた干潟でございます。ああいう、本当に深いところのすぐそばの干潟であっても、形は多少変わりますけれども、いまだに残っていると。ですから、三番瀬に関しては、浅い海がずっと広がっておりますので、流れも弱いですし、干潟を造成することに関してはそんなに難しくないというふうに考えておりますので、すぐに流れてしまうというふうな認識は違うと思います。

以上でございます。

福祉部長。

まず、減免措置でございますが、現在の公営住宅の家賃制度につきましては、入居者の収入をもとに計算された負担力に応じて定められております。この方式では、入居者の負担能力に応じた低廉な家賃が設定されているために、低額所得者である入居者におきましても、支払いに無理のない家賃であると考えております。疾病とか多額な借り入れとか、支払いが難しい入居者につきましては、現在でもご相談の上、徴収の猶予、分割納付等の措置により対応しております。このたびの政令改正に伴いまして家賃が上昇する方々につきましては、改正に伴いまして国から示された、5年間で新家賃になるような傾斜家賃によって、急激な家賃上昇に対応してまいります。また、入居者への周知につきましては、来月に行われます収入申告の際に、全戸に周知文書を配布いたします。また、12月末に全戸に送付します収入認定通知時に再度周知文書を配布しまして、入居者の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

谷藤議員。まず、妙典地域への保育園の新設ですけれども、22年にはオープンできるように新設をします。それから、じゃんぐる保育園についても、万が一のときには市が責任を持って何らかの形で続けるということを明言されたと思いますけれども、そういう理解でよろしいですね。

私は、先ほど言いましたのは、何かあったときにということで、保護者にとってみれば、いつ閉園するかわからない、心配でしょうがないというようなことの中で保育を続けていくこと自体が非常によろしくないし、市が早急に事業者にお話をして、ご辞退もいただいて、市が責任を持つと先手を打って早く安心させていただきたいと、そこまで私はやるべきではないかというふうに思っております。東京都内、あるいは、ほかのところからも、何で市川市では、そういう不法行為を働いていた事業者が、例えばコムスンのような、どこかで不正を働けば責任をとるといような形にはならないのかということ、そういう事態がいつになるかわからないという心配をしながらの保育園通園ということになってはいけませんので、その辺をもう1度確認をしたいと思います。

それから、このところ保育問題は、保護者の理解が得られない事柄が大変続いておりますよね。やはり子育て世代がこの市川で子供を産んでよかったというような形の子育て支援を先手を打ってやっていただきたい、そのことを強くお願いしたいと思います。

それから、塩浜駅前のまちづくりと自然再生ですけれども、やはり三番瀬は国際的に重要な湿地だと。今や三番瀬といえばブランドで、知らない人はいないわけです。このブランドにふさわしいまちづくり、自然再生ができるかどうかというのが全国から注目されていると思いますので、私は失敗は許されないと思うんです。地元市の姿勢が責任重大だと思うんです。環境学習施設を拠点に、やはり塩浜駅から三番瀬まで連続した自然再生、駅から三番瀬が見えるというぐらいの連続した陸域での自然再生、これを思い切って提案していただきたい。国や県にお金を出していただく、そういう要請は結構ですけれども、ぜひ市川市では積極的にそういう姿勢でいますよという姿勢をあらわしていただきたい、そういうふうに思います。この点は要望しておきます。

それから、公営住宅の家賃の値上げについてですけれども、家賃の値上げは政令に基づくと言いますが、条例改正など、議会で審議されることもないということになりますから、いきなり理解できないということになりますので、通知しますではなくて、やはり十分な相談体制、説明もきちんとする、そして必要な場合には追い出しにならないように減免制度をつくるということを強く要望しておきます。

じゃ、保育のほうだけ、お願いします。

こども部長。

万が一のときに市の責任でということでございますけれども、30数名がいきなり保育に欠ける状態になるということであれば、市は責任を持って、その対処をしなければいけないという認識は十分あります。ただ、その方法論につきましては、さまざまな方法があるかと思いますが、そういったところについていろいろシミュレーションしてまいりたいというふうに考えます。以上です。